

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の三」に改める。

第七章第一節に次の二条を加える。

（本人の申出による入場禁止）

第六十条の二 競輪場等への自己の入場禁止の措置を希望する者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、その者の競輪場等への入場を禁止することができる。

2 前項の規定による申出を行った者が、知事が別に定めるところにより入場禁止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、その者の競輪場等への入場禁止の措置を解除するものとする。

（家族の申出による入場禁止）

第六十条の三 車券の購入にのめり込むことにより本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態（以下「ギャンブル依存」という。）の者又はそのおそれがあると思われる者について、その者の家族（その者と同居する親族（成年に達した者に限る。）及び知事が特に認めた者をいう。）が、知事が別に定めるところによりその者の競輪場等への入場禁止の措置を申し出た場合には、知事は、その者の競輪場等への入場を禁止することができる。

2 前項の規定により競輪場等への入場を禁止された者が、知事が別に定めるところにより入場禁止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、その者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたとき、その者の競輪場等への入場禁止の措置を解除するものとする。

第六十一条第一項に次の四号を加える。

十一 第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止されている者

十二 法第一条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。）が本人又はその家族の申出に基づき競輪場等への入場を禁止している者（当該申出をした者が県の競輪場等への入場禁止の措置を希望している場合に限る。）

十三 埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

十四 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則（平成二十二年埼玉県規則第八十五号）第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。